

長時間労働抑制のための自主点検結果について

— 1月当たり時間外労働時間が80時間を超えた事業場が4割—

神奈川県労働局は、過重労働防止対策の一環として、平成21年7月から同年12月までの期間に月80時間以上の時間外労働が可能となる労使協定(36協定)を届け出た事業場に対して、アンケート調査を実施しました。この結果、回答があった523事業場の40.3%にあたる211事業場で実際に月80時間を超える時間外労働が行われており、21.6%にあたる113事業場で実際に月100時間を超える時間外労働が行われていました。

神奈川県労働局では、このような労使協定を締結している事業場に対して、長時間労働改善のための指導を労使協定の受付時に行うほか、実際に長時間労働が行われている事業場に対しては監督指導を積極的に実施することとしています。また、労働時間制度を改善するための専門的な助言等を希望する事業場には、労働時間設定改善コンサルタントを派遣することとしています。

